

被災者生活再建支援制度について

東北地方太平洋沖地震で被災された皆様の生活再建を支援するための制度です。

新たに住宅の建設・購入をした場合や住宅の補修を行った場合のほか、アパートや借家などを借りた場合にも支援を受けられますので、まだ申請手続きを行っていない方は、申請期限内に手続きを行ってください。

1 支給の対象となる方

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず「解体」した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が「大規模半壊」した世帯

2 支援金の支給額及び申請に必要な書類

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される「**基礎支援金**」と、住宅の再建方法に応じて支給される「**加算支援金**」の合計額になります。

なお、支援金は、（公財）都道府県センターから世帯主の預金口座に振り込まれます。

(1) 基礎支援金

被害程度	支給額		申請に必要な書類
	複数世帯	単数世帯 (※1)	
全壊	100万円	75万円	り災証明書 預金通帳の写し
解体	100万円	75万円	り災証明書 解体証明書(※2) 預金通帳の写し
大規模半壊	50万円	37.5万円	り災証明書 預金通帳の写し

※1 被災当時の世帯の構成員が1人の場合は、単数世帯となります。

※2 市が解体した住宅については、市役所建設課が発行します。

(2) 加算支援金

住宅の再建方法	支給額		申請に必要な書類
	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円	契約書 預金通帳の写し
補修	100万円	75万円	契約書(又は見積書及び領収書等) 預金通帳の写し
賃貸(公営住宅以外)	50万円	37.5万円	契約書 預金通帳の写し

※別紙「『加算支援金』に関するよくある質問」も参考にしてください。

3 申請期限

- (1) 基礎支援金：令和2年4月10日（終了しました）
- (2) 加算支援金：令和4年4月10日

※ただし、被災時の世帯全員がお亡くなりになっている場合は申請できません。

4 申請方法

- (1) 窓口申請について

上記2の「申請に必要な書類」をご持参のうえ、市役所申請窓口で手続きを行ってください。

- (2) 郵送申請について

次の書類一式を整理し、市役所申請窓口までお送りください。

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書
- ② 上記2の「申請に必要な書類」

5 申請窓口

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野1番地

陸前高田市建設部復興支援室

TEL0192-54-2111（代表） 内線447

※受付時間…月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）8：30～17：15